

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	四八	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件	四四
告示	福島県警察本部	四八	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	四五
	福島県選挙管理委員会	四二	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四六
	不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更する旨届出があった件	四二	土地改良事業の工事の完了について届出があった件	四六
	福島県現金取扱員印	四三	一般競争入札を行う件三件	四六
	福島県現金取扱員印	四三	福島県警察本部	四六
	福島県現金取扱員印	四三	福島県選挙管理委員会	四二
	福島県現金取扱員印	四三	不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更する旨届出があった件	四二
	福島県現金取扱員印	四三	福島県人事委員会	四三
	福島県現金取扱員印	四三	県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	四三
	福島県現金取扱員印	四三	正誤	四三
	福島県現金取扱員印	四三	平成二十二年六月十一日付け定例第二千八百八十八号中	四三

## 規 則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第四十四号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十五年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

(水・大気環境課)

## 告 示

### 福島県告示第四百三十九号

公印を次のように改刻し、平成二十二年六月二十五日その使用を開始する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

### 職 印

番号	24	公印の名称	福島県現金取扱員印	印影		公印管理者	総務部文書管財総室文書法務課の福島県現金取扱員
----	----	-------	-----------	----	---	-------	-------------------------

(文書法務課)

### 福島県告示第四百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規

模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年六月二十五日から同年十月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヨークベニマル保原店 福島県伊達市保原町字油谷地一番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 1 大規模小売店舗を設置する者  
 名称 株式会社ヨークベニマル  
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興  
 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十三年二月十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 千七百三十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 1 駐車場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 収容台数 百七台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 収容台数 五十台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 面積 百三十八平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 容量 十三立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (一) 開店時刻 午前九時  
 (二) 閉店時刻 午後九時五十分

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前八時四十五分から午後十時まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 (一) 数 二か所  
 (二) 位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後九時まで
  - 七 届出年月日  
 平成二十二年六月十一日  
 (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (商業まちづくり課)
- 福島県告示第四百四十一号
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年六月二十五日から同年十月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
- 平成二十二年六月二十五日
- 福島県知事 佐藤 雄平
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称)ヨークベニマル内郷店 福島県いわき市内郷御厩町三丁目百五十
  - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 1 大規模小売店舗を設置する者  
 名称 株式会社ヨークベニマル  
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興  
 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 名称 株式会社ヨークベニマル  
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興  
 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
  - 三 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十三年二月五日
  - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二千二十平方メートル
  - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 1 駐車場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百六十七台

2 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 六十台

3 荷さばき施設の位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 九十六平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 開店時刻 午前九時  
(二) 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(一) 駐車場一  
午前八時四十五分から午後十一時十五分まで  
(二) 駐車場二  
午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 数 四か所(駐車場一 三か所 駐車場二 一か所)  
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

七 届出年月日  
平成二十二年六月四日

(一別紙図面)は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、次のとおり変更する旨の届出があった。なお、当該届出及びその添付書類を平成二十二年六月二十五日から同年十月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
若葉ファッションモール 福島県郡山市若葉町四十五番一ほか

二 変更しようとする事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 二十四時間  
(変更後) 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日  
平成二十二年六月十六日

四 届出をした者  
株式会社しまむら

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十三号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。  
平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類  
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域  
1 鹿児島県内の次に掲げる区域  
(一) 曾於市財部町のうち下財部(宇都(県道財部庄内安久線以西の地域であつて、かつ、曾於市道十文字・宇都線以北の地域に限る。)、大石、踊橋、片平、川内、堤、中谷及び溝ノ口の区域に限る。)

2 宮崎県内の次に掲げる区域  
(一) 宮崎市のうち佐土原町東上那珂の一部(弓ヶ谷及び後迫)、佐土原町西上那珂の一部(河内、小丸、真米、山田、山ノ口、上ノ迫、長園原、下相作、待居廻、中畑、南河内、松ヶ迫及び元屋敷)、田野町甲の一部(二ツ毛、西ノ原、石久保下、二ツ山、東大久保、馬渡、下ノ原、船ヶ山、元木、合子ヶ谷、平田、中畑、瓜生野、船ヶ山前平、石久保、桂谷及び鏡)、田野町乙の一部(堀ノ下、斧砥、上ノ原、地藏原、永野、突屋ヶ野、古木場、竹ヶ迫、前ノ原、渡ヶ谷、上ノ鶴及び鹿村野)、高岡町飯田の一部(盛田、徳広、吐合、板ヶ八重、榎屋、立元、西ヶ迫、早稲田、中迫、平八重、八割、松川、セリカ迫、長迫、花立松を除く。)

高岡町内山の一部(堂ノ下、小田河原、平田、谷ノ内、新田、岡元、中榎屋、寺田、六反、小榎屋、東俣、池ノ尾、葛ヶ原、八久保、山ノ内、堀切、八升時、中原、弓袋、岩川、下ノ木場、下ノ重、高手原、尾谷、大久保、今別府、大八、石原畑、大川内、丸岡、中尾、松ヶ迫、前田、畑田、沖代、ハゼ草、榎木ヶ迫、滝ヶ平、井出島、年ノ神、芝手、石代、雁ヶ峰、大手迫、中村、大迫、柳、頭本瀬、尾谷浜子及び尾頭)、高岡町浦之名の一部(川水流、山下、味噌桶、橋ノ上、山

田、法花免、熊越、大坪、保良、坂ノ上、中ノ段、上原、松ノ元、下原、橋ノ口、狩野及び浜鈴)。高岡町小山田、高岡町上倉永の一部(唐谷、芳原、糺ヶ谷及び内之八重を除く)。高岡町五町の一部(猿前田、猿前、井ノ上、大丸、中村馬場、南川原、北川原、顕本瀬、原ノ園、浜子、亀ノ甲、尾頭、平畑及び小原)。高岡町下倉永、高岡町高浜、高岡町花見、清武町加納、清武町池田台、清武町池田台北、清武町加納一丁目、清武町加納二丁目、清武町加納三丁目、清武町加納四丁目、清武町加納五丁目、清武町あさひ一丁目、清武町あさひ二丁目、清武町船引、清武町正手一丁目、清武町正手二丁目、清武町正手三丁目、清武町新町一丁目、清武町新町二丁目、清武町今泉、清武町木原、橋通東一丁目、橋通東二丁目、橋通東三丁目、橋通東四丁目、橋通東五丁目、橋通西一丁目、橋通西二丁目、橋通西三丁目、橋通西四丁目、橋通西五丁目、松山一丁目、松山二丁目、川原町、旭一丁目、旭二丁目、宮田町、別府町、広島一丁目、広島二丁目、老松一丁目、老松二丁目、瀬頭一丁目、瀬頭二丁目、錦本町、錦町、江平東一丁目、江平東二丁目、江平町一丁目、江平中町、江平東町、高千穂通一丁目、高千穂通二丁目、丸島町、江平西一丁目、江平西二丁目、権現町、北権現町、柳丸町、青葉町、下原町、大和町、堀川町、吾妻町、瀬頭町、宮崎駅東二丁目、宮崎駅東三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、和知川原一丁目、和知川原二丁目、和知川原三丁目、西池町、原町、花殿町、中津瀬町、丸山一丁目、丸山二丁目、船塚一丁目、船塚二丁目、船塚三丁目、霧島一丁目、霧島二丁目、霧島三丁目、霧島四丁目、霧島五丁目、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、大工一丁目、大工二丁目、大工三丁目、鶴島一丁目、鶴島二丁目、鶴島三丁目、松橋一丁目、松橋二丁目、末広一丁目、末広二丁目、元宮町、高松町、西高松町、南高松町、北高松町、千草町、中央通、上野町、池内町、南方町、平和が丘東町、平和が丘西町、平和が丘北町、下北方町、花ヶ島町、南花ヶ島町、神宮西一丁目、神宮西二丁目、矢の先町、神宮一丁目、神宮二丁目、神宮町、神宮東一丁目、神宮東二丁目、神宮東三丁目、大島町、波島一丁目、波島二丁目、東大宮一丁目、東大宮二丁目、東大宮三丁目、東大宮四丁目、村角町、桜町、大淀一丁目、大淀二丁目、大淀三丁目、大淀四丁目、東大淀一丁目、東大淀二丁目、太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田四丁目、中村東一丁目、中村東二丁目、中村東三丁目、中村西一丁目、中村西二丁目、中村西三丁目、南町三丁目、淀川一丁目、淀川二丁目、淀川三丁目、谷川一丁目、谷川二丁目、谷川三丁目、谷川町三丁目、天満一丁目、天満二丁目、天満三丁目、天満町、京塚一丁目、京塚二丁目、京塚町、大坪東一丁目、大坪東二丁目、大坪東三丁目、大坪西一丁目、大坪西二丁目、大坪町、花山手東一丁目、花山手東二丁目、花山手東三丁目、花山手西一丁目、花山手西二丁目、花山手西三丁目、福島町、福島町一丁目、福島町二丁目、福島町三丁目、古城町、北川内町、源藤町、薫る坂一丁目、薫る坂二丁目、大塚町、江南一丁目、江南二丁目、江南三丁目、江南四丁目、山崎町、阿波岐原町、新別府町、昭栄町、新栄町、稗原町、吉村町、浮城町、新城町、曾師町、宮脇町、浄土江町、昭和町、永楽町、潮見町、大王町、出来島町、

前原町、中西町、高洲町、一の宮町、日ノ出町、田代町、小戸町、港一丁目、港二丁目、港三丁目、港東一丁目、港東二丁目、港東三丁目、宮崎駅東一丁目、大塚台東一丁目、大塚台東二丁目、大塚台西一丁目、大塚台西二丁目、大塚台西三丁目、生目台東一丁目、生目台東二丁目、生目台東三丁目、生目台東四丁目、生目台東五丁目、生目台西一丁目、生目台西二丁目、生目台西三丁目、生目台西四丁目、生目台西五丁目、小松台北町、小松台東一丁目、小松台東二丁目、小松台東三丁目、小松台西一丁目、小松台西二丁目、小松台西三丁目、小松台南町、桜ヶ丘町、大字恒久、恒久一丁目、恒久二丁目、恒久三丁目、恒久四丁目、恒久五丁目、恒久六丁目、恒久南一丁目、恒久南二丁目、恒久南三丁目、恒久南四丁目、城ヶ崎一丁目、城ヶ崎二丁目、城ヶ崎三丁目、城ヶ崎四丁目、宮の元町、大字田吉、大字赤江、月見ヶ丘一丁目、月見ヶ丘二丁目、月見ヶ丘三丁目、月見ヶ丘四丁目、月見ヶ丘五丁目、月見ヶ丘六丁目、月見ヶ丘七丁目、大字本郷北方、大字本郷南方、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、希望ヶ丘一丁目、希望ヶ丘二丁目、希望ヶ丘三丁目、希望ヶ丘四丁目、東宮一丁目、まなび野一丁目、まなび野二丁目、まなび野三丁目、大字熊野、大字加江田、大字鏡洲、学園木花台西一丁目、学園木花台西二丁目、学園木花台北一丁目、学園木花台北二丁目、学園木花台北三丁目、学園木花台南一丁目、学園木花台南二丁目、学園木花台南三丁目、学園木花台桜一丁目、学園木花台桜二丁目、青島一丁目、青島二丁目、青島三丁目、青島四丁目、青島五丁目、青島六丁目、青島西一丁目、青島西二丁目、大字郡司分、大字芳士、大字新名爪、大字島之内の一部(日下、森田、内ノ丸、栢山、野中、城川、櫛、苜溝、成尾、岩瀬、久保田、堀内、松ヶ崎、不動坊、下之園、新川、古川、拂崎、北山及び前田を除く)。大字広原の一部(野田、堀田、前原、稲荷出、志戸前、式保迫、三枝、塚森、上大迫、北園及び宗源寺を除く)。大字塩路、大字浮田、大字生目、大字長嶺、大字細江、大字富吉、大字有田、大字柏原、大字跡江、大字小松、大字上北方、大字瓜生野、大字大瀬町、大字糸原、大字金崎、大字吉野、大字堤内及び大字折生迫の一部(海添、上箸方、下箸方、松添、名切、久保田、右葛ヶ迫、左葛ヶ迫、倉元、塩谷ヶ平、愛宕下、正連坊、大久保、右大管ヶ迫、左大管ヶ迫、右小管ヶ迫、左小管ヶ迫、小河内、納屋田、入料、樋ノ下、須田木、小堤、柴車、上部當ヶ谷、下部當ヶ谷、馬屋ヶ尻、柿ノ丸、寺田、大谷、坊ノ尾、山ノ口、大丸、平田、上白浜及び下白浜)

(二) 延岡市のうち赤水町、鯛名町、妙見町、櫛津町、土々呂町一丁目、土々呂町二丁目、土々呂町三丁目、土々呂町四丁目、土々呂町五丁目、土々呂町六丁目、上伊形町、伊形町、下伊形町、石田町、南一ヶ岡一丁目、南一ヶ岡二丁目、南一ヶ岡三丁目、南一ヶ岡四丁目、南一ヶ岡五丁目、南一ヶ岡六丁目、南一ヶ岡七丁目、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、新浜町一丁目、新浜町二丁目、北一ヶ岡一丁目、北一ヶ岡二丁目、北一ヶ岡三丁目、北一ヶ岡四丁目、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘四丁目、旭ヶ丘五丁目、旭ヶ丘六丁目、塩浜町二丁目、塩浜町三丁目、塩浜町四丁目、小野町の一部(早



稲田、一丁田、釈迦地、高町、荒田、矢櫃、大谷、寺畑、寺畑谷、石田、唐木、冷尻、阿部ケ内、屋敷ケ内、金糞、下三輪町の一部(中畑、伊山、松ノ元、青谷城)、中三輪町の一部(中島、大野、下檜谷)、上三輪町の一部(檜谷、山ノ口、小切畑、上ノ鶴、伊原、小田)、北方町笠下区及び北方町川水流域の一部(吉野越)

(三) 日南市北郷町大字北川内の一部(中萩)

(四) 日向市のうち南町、中町、本町、上町、都町、北町、春原町、原町、鶴町、向江町、高砂町、新生町、永江町、江良町、伊勢ヶ浜、古田、大王町、尾達山、山下町、汐谷崎、大字富高、大字塩見の一部(高畑を除く。)、大字財光寺、大字日知屋の一部(半蔵ヶ下、山ノ口、前サガリ、中屋敷、大迫及びナガラを除く。)、大字細島の一部(平場を除く。)、大字平岩の一部(上船戸、中船戸、下船戸、市方、峠、元市、馬溝、ヨシヤノ木、西ノ河、コウ地、中ノ別府、下ノ原、クボ田、松添、ミコノ子、金ヶ浜、北イソノ、下向エ、カバル、坂本、石ノ田、砂田、カジヤガ平、境川、東鳥越、西鳥越、下高鳥、二反田、樋ノ口、ナガソ、中高鳥、上高鳥、タラミ田、片山平、スノセ、南谷、仏ノ堂、初木前田、西谷、湯田、中ノ段、樺木、桐ノ木、アマリノ、ココノ田、土々呂ノ元、ヨリアゲ、熊ヶ倉、エ

ン谷、下赤木、上赤木、西金山、東金山、上飯谷川、シヨウケ田、飯谷川、下飯谷川、馬ノコ子、長藪、ヒキヶ谷、上登セ、下登セ、ナル石、小原、モト屋敷、ウケノ上、浜場、後口田、ウケ前田、ウケ、沖ノ口、ヨシガ谷、上長ソ、鴛ヶ尾、ツガ、上松葉山、日ノ平、クスモレ、ダイソウ、ハトノ山、トギウ、獅子場、堀切、ソラ、仁田ノ元、ナガツベ、大斉、神鈴、石田、惣ツケ、下モノ原、ミゾノ下、中島、カナジ藪、神楽ノ口、岡ノ奥、クイスノ、梅ノ木藪、タキシタ、西ウタ、東ウタ、登り立、南原、引地、本村、平尾、谷口、岡、田中、マツバセ、小田、三拾歩、上下田、池開、小松崎、宮ノ上及び宮ノ上浜)、東郷町山陰乙の一部(桂原、出口、間溝、広瀬田、中ノ原、岩釜及び上ノ水流)、東郷町山陰丙、東郷町山陰丁の一部(久居原、萩ノ小原、野々崎、壹ノ股、轟、西ノ内及び黒山谷)、東郷町山陰己、東郷町山陰辛、東郷町山陰庚及び東郷町八重原迫野内

(五) 西都市のうち大字三納の一部(青木、長谷田、山本、二位廻、柳之丸、内之丸、口ヶ廻、東廻、西廻、山下田、新原、上宮田、下宮田、下岩坂下、原田上村、雁

亀、向井町中川原、九流水下川原、九流水上川原、岩戸川原、瀧下、物見、物見中川原大瀧下、中浦田、清水兼、上浦田、小谷、釘野原、城堀、宮之下、宮の後、久保田、九流水西ヶ廻、九流水岩下、上九流水、九流水原、山之丞、吉田前、山神下、下川原免、上川原免、上城下、大山、吹山、後田、深野及び桜町) 大字平郡の一部(瀬戸田、小堤、浦松廻、宮田廻、広見廻、飯廻、城内、小原、中ノ原、城ヶ崎、向原、後廻、通山、大廻及び釘坪廻)、大字山田、大字荒武の一部(論田、八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮文、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、三ツ谷、堀下、鳥喰、今市、水落、今市山下、百堀、山口、

清田、八幡田、園田、馬場田、西前亀甲及び延命寺原)、大字岩爪の一部(後廻及び椿堀)、大字加勢の一部(鳥越、寺ノ下、踊迫、月中、外松原、平下、内ノ丸、七曲、土器田、山之口、下ノ原、大番田、中子田、横山、原園、妙奥迫、前ヶ迫、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻、南園、宮園、宮ノ下、丸田、野下、下溝添、上溝添、父ヶ迫、迫之口、市位迫、松ヶ迫、師匠田、石尾河内、八舛時、谷口、嶋畑、石坂、小丸、大丸、東ヶ迫、柳井迫、堀町、菖蒲迫、苔迫、原田越、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下、北堂、糞添、八反ヶ丸、別府代中嶋、岡ノ下及び山下)、大字藤田の一部(岡ノ下、沖ノ田、上地、中園、堀之内、平島及び外園)、大字上三財、大字下三財の一部(亀塚原南、月中原、岩亀後、岩亀牟田、岩崎牟田、湯言寺、岩崎、前田、新開、川久保、立山、下新田、北新田、上新田、高山、今嶋、古城下、観音寺川原、柳ヶ丸、小坂ヶ廻、大坂ヶ廻、松永廻、観音寺廻口、山下、谷ノ口、芹田、小丸、岩下、内之丸、間田、曾宮、小山下、中水流、中鶴、古川、長割、彼岸田、堤内、西牟田、外原牟田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷、外園、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、外原屋敷、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原二) 及び大字寒川の一部(楠八重、立花及び蛇籠)

(六) 東諸県郡国富町のうち大字岩知野、大字塚原、大字木脇、大字三名、大字宮王丸、大字本庄、大字嵐田、大字田尻、大字伊左生、大字八代北俣、大字八代南俣、大字深年、大字須志田、大字森永の一部(五反田、須田ノ木、松ノ本、向ヶ原、寺ノ上、久保島、福山、京出、平城、室屋、福山ノ下、大王ノ下、平城ノ下、大迫、佛飼免及び蔵源寺を除く。)、大字竹田の一部(西ノ前及び政所を除く。)

(七) 東諸県郡綾町字入野字久木野々

(八) 東白杵郡門川町のうち大字川内の一部(長原、土々呂平、山中、仁玉平、論田、甲ノ口、松ヶ原、赤木、芹ノ谷、字登木股、江子、板箇野、壹本松、小谷、阿仙原、下り谷、下大池、中ノ内、鳶ノ巢、松ヶ平、水無、飯干、内野輪、古畑、出来所、新堂、神舞水流、ウバガ谷、鍵山、折立、安者、栄治畑、荷野瀬、塚崎、松瀬、イカダ場、先ノ畑、日平、栗原、樽水、屋茂ヶ、梅ノ木元、長堀、畑ノ中、菅谷、椎ノ木谷、太田原、井、檜ノ元、ヲモボリ、川水流越、越野尾、下ヶ原、東ノ内、前平、上庭谷、下庭谷、船方、火切地、畑の内、古屋敷、尾地ヶ谷、曾ノ田、西ノ園、又江、上井野、日ノ平、丸尾、九ノ方、下ノ内、茶園平、クサギ畑、猿川、上小切畑、下小切畑、笹川、熊毛多、葛波婦、栗ノ木水流、峠ノ谷、アマリ、藪ヶ谷、花ヶ谷、ヲシカ谷、合鴨、竹ノ迫、本津々良、貝ノ木、谷波婦、柿ノ木田及び梅ヶ谷)、大字門川尾末の一部(分蔵、分蔵下中須、新城、山野尻、柳ノ瀬、上柳ノ瀬、コモ田、町前田、古城、上宮川内、森ノ前、黒岩、荒谷、黒岩谷、太田、松迫、横枕、梅木、七反田、西又、四国田、カギ田、坂ノ下、仕舞田、八ツ割、峠ノ本、木原、七曲り、椿畑、椿原、下納屋、尾末、乙島、上納屋、尻無川、宮ノ口、宮ノ迫、杭原、下ヶ原、由良ノ口、弓田、堂ノ本、柿迫、地藏面、白木、五反田、淀原、大マコモ、小マコモ、鳥居ヶ原、大仁田、小仁田、久

保田、日平、檉椎及びび蛭谷）、大字加草の一部（船越、堂ヶ内、沓町田、庵作、岡花、秋ノ内、山ノ神、赤木、米田、加草口、大迫尻、深迫、打切、丸バエ、蛭子松、沖松原、細狩、鳴原、松尾、海田、迫ノ前、丸山、鳴子大道下、鳴子大道上、枝、倉谷、柳ヶ谷、塩谷ヶ内、一口、楠本、八反田、中村、山下、小田、馬渡、小内、中藪、本山、新開、受、竹名、朝鮮、長峰、京手、霜月田及び鳴子川向）、大字庵川の一部（尾迫尻、神田作、上白方、中白方、下白方、山口、角石、山ノ田、上馬渡、下馬渡、佐山水流、和田、迫松原、皿山田、久保畑、城畑、桜井、西迫、右松、塩屋崎、牛網、山田、武入、六反田、内ノ田、正大原、次郎ヶ迫、仮股、谷口、濱入、折木、野地ノ内、烏帽子滝、芳谷、摺木、曾根、金磯、大小谷、菅谷、大味、鍋崎、水ノ尻、保井、米ノ山、小屋ヶ迫、谷ノ山、枇榔島及び中島）、宮ヶ原、西栄町、東栄町、栄ヶ丘、加草、須賀崎、庵川西、城ヶ丘、平城西、平城東、本町、南町、上町、中須及び南ヶ丘

(九) 東白杵郡美郷町のうち南郷区水清谷の一部（洗場、南川、折立、赤木、囲ヒ及び久保）、西郷区田代の一部（横山、西ノ八峡、扇山、鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野々原、漆ノ越、仮迫、田ノ原、園ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、小川田、小川田ノ平、構谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、小川内、日陰谷、横ノ鶴、椎久保、横谷、アマリ、上南郷、藪の越、草木、荒平、下ヤカエ上園、下ヤカエ、下ヤカエ向園、下ヤカエトノ下、笹ノ本、大椎、穴の内、丸シゲ谷、横ノ谷、曾谷原、小田、下鶴、巖島、元越、小曾木、小川ノ吐、池ノ上、ビハノ首、笹ノ崎、柳ノ谷、ドラベタ及び中山谷を除く。）西郷区立石、西郷区小原の一部（橋ヶ谷、か以の木、赤木、道の戸、藤の木、善治瀧、下の平、小笹木、は柿田、黒澤、坂の下、小笹木の平、大圓、宮ノ上、戸崎、木の下、下り、志ふが尾、落の尾、萩の越、セリ平、坪谷の吐、こや志、能澤、上の園、笹陰、木澤田、井川の元、うけ場の元、市の内、川戸口、は以川、論田畑、横谷、よこ以場、山の越、古田、日の陰及びすだの尾）、北郷区宇納間の一部（中原、中原前、羽子場、大原、甲田、平田、汐、平山、西野々、宗四郎、垂門、米花、今別府、櫻ノ森、織田、坂元、造次郎、椎矢谷、力石、山口、九郎造、長野、尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納間、奥栢、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、廣野、高鼻、秋元、松ヶ原、塔野原、小田、鹿猪谷、小園、板木及び赤二田）、北郷区入下及び北郷区黒木の一部（日平、アイノ内、尾平、小久保、舟方、ヨリキ、板ヶ原、小原、ホコノサコ、所野、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、小屋ノ谷、トサキ、ウノス、黒瀬、アカリ、ウドノロ、イヌイカクラ、猫ノ越、下モノ前、飯谷、ウセ田、檉木田、コノノタイラ、ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ田、深田ノ原、詰ノ谷、アマゴノ原、ソグ田、ソウ谷、玉カツラ、赤木谷、菅ノ谷、トン谷、シメ山、中ノ瀬、クロンゴ、日野及び土々呂

(十) 児湯郡西米良村大字横野字内之畑

(畜産課)

福島県告示第四百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨ―ネ病	牛	患畜	三頭	伊達郡	平成二十二年六月一七日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第四百四十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称  
伊達市

二 成果の名称  
伊達市霊山町石田の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称  
伊達市

二 成果の名称  
伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百四十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、喜多方市

の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称  
喜多方市
- 二 成果の名称  
喜多方市山都町木幡の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南会津郡南会津町宮床字寺沢山一六五五から一六五七まで、字別当沢山一六二八
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件  
1 立木の伐採の方法  
（一）主伐は、択伐による。  
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(治山対策課)

福島県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
河沼郡会津坂下町大字東松字牧ノ平丙一六一二の一、丙一六一二の六から丙一六一二の八まで、丙一六一二の一、丙一六一二の二、字二十苜丙一六〇四の一、丙一六〇四の二、丙一六〇五から丙一六〇八まで、丙一六一〇、丙一六一一の一

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件  
1 立木の伐採の方法  
（一）主伐は、択伐による。  
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、会津坂下町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び会津坂下町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(治山対策課)

公 告

公告第二百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人シャンオーレ郡山スポーツフォーラム
- 三 代表者の氏名  
吉村 康
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市神明町十三番十七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、サッカークラブチームのシャンオーレ郡山FCを母体に、郡山市の地域に根ざした総合型地域スポーツクラブを作り、スポーツを通して健全な青少年の育成を図り、スポーツを振興する街づくりを提案し推進していくことを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人南茶和
- 三 代表者の氏名  
菊地 信男
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市松川町水原字南沢十六番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、身体、知的、精神障害者に対し、福祉事業サービスに関する事業を行い、障害者に農業を通して自立を支援する事と地域の環境保全を考え休耕農地を開墾し、農業の促進を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人南相馬アスリートサポートセンター
- 三 代表者の氏名  
岩橋 嘉也
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市原町区大町三丁目百三十
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の住民に対して、社会や行政と協同しながら、スポーツの振興を図る事業、まちづくり推進や子供の健全育成事業、スポーツ施設の整備に関する事業を行い、世代を超えて相互の親睦と健康づくりを図るとともに地域の活性化と子供の健全育成、楽しくスポーツできる場や環境の整備を図ることに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター
- 三 代表者の氏名  
國井 輝夫
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市五老内町六番四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、成年後見制度の普及及び啓発、成年後見人候補者等の推薦、受任活動及び相互支援、成年後見に係る事例検討及び課題研究並びに成年後見、相続等の利用に係る相談及び支援を通じた成年後見制度等権利擁護に関する事業を行い、高齢者・障害者等の誰もが共に生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会
- 三 代表者の氏名  
大野 達弘
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県二本松市太田字下田二番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、阿武隈山系東和地域の自然豊かな里山の恵み、歴史と文化、景観を保全し、地域資源循環のふるさとづくりを推進し、顔と心に見える交流を通して、誇りと生きがいをもって住民福祉と健康増進をはかり、住民主体の地域活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)



公告第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十二年六月二十五日

土地改良区の名称  
三和土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員

氏名

理事 内藤 雅亀

同 藁谷 勲

同 草野 安昭

同 柴崎 力八

同 鈴木 一夫

同 草野 政則

同 荻野 京助

同 藁谷 昭夫

同 佐藤 清勝

同 三瓶 越善

同 阿部 安政

同 草野 英美

同 阿部 博頭

同 合津 七三郎

同 合津 力雄

同 合津 淳平

同 松崎 健寿

同 平山 篤

同 佐藤 哲男

同 合津 音久

就任した役員

氏名

理事 内藤 雅亀

同 藁谷 勲

同 草野 安昭

同 佐藤 清勝

同 鈴木 一夫

同 藁谷 昭夫

同 阿部 安政

同 草野 英美

住所

いわき市三和町下三坂字家ノ前八三番地

市三和町上永井字大平田一六四番地

市三和町差塩字堀添七一番地

市三和町中寺字堀ノ内二二七番地

市三和町中寺字宿一四番地

市三和町渡戸字宿四五番地の一

市三和町下市萱字北三二番地

市三和町下市萱字根古屋一八一番地

いわき市三和町下三坂字家ノ前八三番地

市三和町上永井字大平田一六四番地

市三和町差塩字堀添七一番地

市三和町中寺字堀ノ内二二七番地

市三和町中寺字宿一四番地

市三和町中寺字館下六四番地

市三和町渡戸字宿五〇番地

市三和町渡戸字宿四五番地の一

市三和町下市萱字堀ノ内二二七番地

市三和町下市萱字片岸一七〇番地

市三和町下市萱字北三二番地

市三和町下市萱字根古屋一八一番地

市三和町上市萱字諏訪四六番地

市三和町合戸字浮矢三〇番地

市三和町合戸字仁井宿八二番地

市三和町合戸字浮矢一四三番地

市三和町合戸字浮矢一四三番地

市三和町渡戸字峠平六〇番地

市三和町下市萱字楚部穴一八番地

市三和町合戸字駅三七番地

同	阿部 博頭	同	市三和町上市萱字諏訪四六番地
同	合津 七三郎	同	市三和町合戸字浮矢三〇番地
同	合津 力雄	同	市三和町合戸字仁井宿八二番地
同	合津 淳平	同	市三和町合戸字浮矢一二番地
同	松崎 健寿	同	市三和町合戸字浮矢一四三番地
同	平山 篤	同	市三和町渡戸字峠平六〇番地
同	佐藤 哲男	同	市三和町下市萱字楚部穴一八番地
同	合津 音久	同	市三和町合戸字駅三七番地

(農村計画課)

公告第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。  
平成二十二年六月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良事業を行う者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可年又は施行の年月日	工事の完了年月日
福島市	高柳	元気な地域づくり交付金（農業生産基盤整備一般）	平成一七年九月二二日	平成二二年二月七日
同	下飯坂	元気な地域づくり交付金（農業生産基盤整備一般）	平成一七年九月二二日	平成二二年三月五日

(農村計画課)

公告第261号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。  
平成22年6月25日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成23年3月25日（金）

- (4) 納入場所 福島県環境センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年7月16日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年7月2日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年8月6日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月5日（木）午後5時15分までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : High - resolution Gas Chromatography and High - resolution Mass Spectrometer System 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 6 August, 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 5 August, 2010
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunomacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7563
- (入札用度課)

公告第262号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年6月25日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の件名及び数量
- |   |          |         |    |
|---|----------|---------|----|
| ア | ロータリ除雪車Ⅰ | (2.2m級) | 1台 |
| イ | ロータリ除雪車Ⅱ | (2.6m級) | 2台 |
| ウ | 除雪グレーダⅠ  | (3.7m級) | 1台 |
| エ | 除雪グレーダⅡ  | (3.1m級) | 1台 |
| オ | 除雪ドーザーⅠ  | (19t級)  | 2台 |
| カ | 除雪ドーザーⅡ  | (19t級)  | 1台 |
| キ | 除雪ドーザーⅢ  | (16t級)  | 1台 |
| ク | 除雪ドーザーⅣ  | (16t級)  | 1台 |

- ケ 除雪ドーザーV (13t級) 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年11月26日(金)
- (4) 納入場所
- ア 福島県宮下土木事務所 (福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地) 及び福島県宮下土木事務所 (福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地) 及び福島県南会津建設事務所 (福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1)
- イ 福島県喜多方建設事務所 (福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
- ウ 福島県喜多方建設事務所 (福島県郡山市麓山一丁目1番1号)
- エ 福島県中建設事務所 (福島県郡山市麓山一丁目1番1号)
- オ 福島県山口市土木事務所 (福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)
- カ 福島県喜多方建設事務所 (福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
- キ 福島県喜多方建設事務所 (福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
- ク 福島県中建設事務所 (福島県郡山市麓山一丁目1番1号)
- ケ 福島県南会津建設事務所 (福島県南会津郡南会津町追手町7番5号)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年7月16日(金) 午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年7月5日(月) 午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後1時10分 福島県出納局入札用度課
- イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後1時50分 福島県出納局入札用度課
- エ 1の(1)のエに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後2時10分 福島県出納局入札用度課
- オ 1の(1)のオに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後2時30分 福島県出納局入札用度課
- カ 1の(1)のカに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後2時50分 福島県出納局入札用度課
- キ 1の(1)のキに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後3時10分 福島県出納局入札用度課
- ク 1の(1)のクに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後3時30分 福島県出納局入札用度課
- ケ 1の(1)のケに掲げる物品等 平成22年8月10日(火) 午後3時50分 福島県出納局入札用度課
- (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月9日(月) 午後5時15分までに必着のこと。)
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の



105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ① Rotary Snow Plow I (2.2m class) 1
- ② Rotary Snow Plow II (2.6m class) 2
- ③ Snow Removing Motor Grader I (3.7m class) 1
- ④ Snow Removing Motor Grader II (3.1m class) 1
- ⑤ Tractor with Snow Plow I (Wheel type 19 t class) 2
- ⑥ Tractor with Snow Plow II (Wheel type 19 t class) 1
- ⑦ Tractor with Snow Plow III (Wheel type 16 t class) 1
- ⑧ Tractor with Snow Plow IV (Wheel type 16 t class) 1
- ⑨ Tractor with Snow Plow V (Wheel type 13 t class) 1

(2) Time - limit of tender (by hand)

- ① 1 : 10 p.m.,10 August 2010
- ② 1 : 30 p.m.,10 August 2010
- ③ 1 : 50 p.m.,10 August 2010
- ④ 2 : 10 p.m.,10 August 2010
- ⑤ 2 : 30 p.m.,10 August 2010
- ⑥ 2 : 50 p.m.,10 August 2010
- ⑦ 3 : 10 p.m.,10 August 2010
- ⑧ 3 : 30 p.m.,10 August 2010
- ⑨ 3 : 50 p.m.,10 August 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 9 August 2010

- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第263号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年6月25日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 凍結防止剤散布車(3t級) 3台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年11月26日(金)
- (4) 納入場所 福島県中建設事務所(福島県郡山市麓山一丁目1番1号)、福島県会津若松建設事務所(福島県会津若松市追手町7番5号)及び福島県喜多方建設事務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年7月16日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年7月5日(月)午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年8月10日(火)午前11時40分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日9日(月)午後5時15分までに必着のこと。)

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな



ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100  
分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ  
の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に  
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の  
105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Chemical Spreading Vehicle  
( 3 t class) 3

(2) Time - limit of tender (by hand) : 11 : 40 a.m., 10 August, 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 9 August, 2010

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugtsumacho, Fukushima - shi,  
Fukushima 960-8670 Japan Tel024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第49号

平成22年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。

平成22年6月25日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 試験を実施する職種及び採用予定人員

犯罪鑑識技術員(人文) 1名程度

2 試験期日及び試験地

(1) 試験期日(第1次試験) 平成22年8月7日(土)  
(2) 試験地 福島県警察学校(福島市蓬萊町一丁目1番1号)

3 申込受付期間

平成22年6月28日(月)から同年7月30日(金)まで(郵便による申込みは、同年  
7月30日(金)までの通信日付印のあるもの)に限り受け付けます。)

4 受付窓口及び問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部警務課  
電話024-522-2151 内線2626

(警 務 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十九号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八  
条第四項(第八八条、第八九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項又は第九十二  
条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のでき  
る施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。  
平成二十二年六月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
社会福祉法人安積福祉会特 別養護老人ホーム安積千寿 園 郡山市安積町笹川字関谷田 三番六	社会福祉法人安積福祉会特 別養護老人ホームカーサ・ ミッレ 郡山市安積町笹川字西宿七 七番地	平成二十二年二月一日
養護老人ホーム三春町敬老 園 田村郡三春町大字熊耳字神 山二八七番地	養護老人ホーム三春町敬老 園 田村郡三春町字六升蒔五〇 番地一	平成二十二年二月一七 日

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年六月二十五日

福島県人事委員会  
委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第十号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「政策監 部次長」を「政策監 食産業振興監 部次長」に、  
「テクノアカデミー郡山」校長 副校長  
「テクノアカデミー高等技術専門  
校」校長 副校長 を「テクノアカデミー」校長 副校長に、  
「用水改良事務  
所」所長 次長（相馬北部用水改良事務所に置かれるものに限る。）  
を「用水改良事  
務所」所長に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

正 誤

ページ	段 行	正	誤
三七三	上	一六 都道府県	他の都道府県

○平成二十二年六月十一日付け定例第二千八百八十八号中